

平成 26 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成26年 6 月12日 開会

平成26年 6 月20日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第34号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 宝達志水町税条例の一部改正をする条例について
- 議案第39号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宝達志水町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 財産の取得について
- 議案第42号 宝達中学校車庫棟建築工事請負契約の締結について
- 議案第43号 財産の取得について
- 議案第44号 財産の取得について
- 議案第45号 財産の取得について
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第2号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第3号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第4号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第5号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
専決第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第8号 平成25年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第 9 号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第10号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
専決第 7 号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 報告第12号 専決処分の報告について
専決第 8 号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 請願第 1 号 T P P 交渉の内容開示等を求める請願
- 請願第 2 号 米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願
- 請願第 3 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願
- 請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を求める請願
- 請願第 5 号 「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める請願書
- 発議第 3 号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書について

平成26年 6 月12日（木曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	9 番	守 田 幸 則
2 番	寶 達 典 久	10 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	11 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	12 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	13 番	北 信 幸
6 番	宮 本 満	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危 機 管 理 室 長	越 野 好 則
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
企 画 振 興 課 長	近 岡 和 良
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志

健康福祉課長	村 井 仁 志
こども家庭室長	藤 井 弥 生
農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	中 村 努
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会計課長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第34号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第35号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第36号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第37号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第38号 宝達志水町税条例の一部改正をする条例について
- 日程第 9 議案第39号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 宝達志水町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 財産の取得について
- 日程第12 議案第42号 宝達中学校車庫棟建築工事請負契約の締結について

日程第13	報告第3号	専決処分の報告について 専決第2号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算 (第8号)
日程第14	報告第4号	専決処分の報告について 専決第3号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)
日程第15	報告第5号	専決処分の報告について 専決第4号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特 別会計補正予算(第2号)
日程第16	報告第6号	専決処分の報告について 専決第5号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計 補正予算(第5号)
日程第17	報告第7号	専決処分の報告について 専決第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事 業特別会計補正予算(第3号)
日程第18	報告第8号	平成25年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について
日程第19	報告第9号	平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計 継続費精算報告書の報告について
日程第20	報告第10号	平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計 継続費繰越計算書の報告について
日程第21	報告第11号	専決処分の報告について 専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条 例について
日程第22	報告第12号	専決処分の報告について 専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例について
日程第23	請願第1号	T P P 交渉の内容開示等を求める請願
日程第24	請願第2号	米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請 願

- 日程第25 請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願
- 日程第26 請願第4号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を求める請願
- 日程第27 請願第5号 「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める請願書
- 日程第28 議案に対する質疑
- 日程第29 議案第41号及び議案第42号に対する討論
- 日程第30 議案第41号及び議案第42号の採決
- 日程第31 町政一般についての質問
- 日程第32 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（守田幸則君） ただいまから平成26年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、10番 北本俊一君、8番 林 一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「女性の農業委員への登用に向けた要請書」及び「農業委員の改選に当たってのお願い」の2件の陳情書をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から平成26年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） これより、本日提出のありました議案第34号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第12号 専決処分の報告について 専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成26年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

まず、金沢市内の小学校で刃物を持った男が侵入した事件について申し上げます。

去る5月27日、金沢市内の小学校の運動会中に刃物を所持した男が侵入するという事件が発生し、身近に起こった事件だけに、驚きと憂慮をしているところであります。

幸いにも児童、保護者に被害はなく、安堵しているところでありますが、今後、同事件を模倣した事案が発生するとも限りません。本町の小中学校においても、このような事件を防ぐために、公開となる学校行事における警察との連携や、学校による自主警戒の強化など細心の注意を払いながら対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、人口減少問題について申し上げます。

先般、産業界や学会の有識者らで構成する日本創成会議の人口減少問題検討分科会、これは座長は増田寛也元総務大臣でございますが、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計の「日本の将来推計人口」をベースに、独自の人口推計を盛り込んだ提言をまとめ、2040年までに日本の市区町村の約半数が最終的に消滅の可能性がある状態に追い込まれかねないと指摘し、個別のリストを公表したところであります。

資料は将来人口を決定づける要素として、20歳から39歳の女性人口に着目しており、2010年から40年までの30年で同人口が5割以下に減る市区町村について、日本創成会議・人口問題検討分科会では、人口減少を防止できず自治が困難になりかねない消滅可能性都

市と定義しており、多くの自治体にとっては衝撃的なものとなっております。

人口減少は不可避なものとして承知しておりましたが、その中には、県内でも本町を含む多くの自治体が含まれており、大変危惧しているところであります。

本町は、本年度から子育て支援部門の充実を図るため「こども家庭室」を設けたところであり、これまでも人口定住策、医療費無料年齢の引き上げ等の子育て支援策を実施しているところであります。

今後については、町独自の子育て支援策はもちろんのこと、財政力の弱い本町としては、若年層に対して財政援助や生活環境の整備を国の施策として要望してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線について申し上げます。

防災行政無線は、「災害に強いまちづくり」「安全・安心のまちづくり」を目指して、災害時にあるいは災害発生に備えた情報の収集と周知を適切に行うためのシステムとして、4月1日から運用を開始したところであります。

防災行政無線は、役場庁舎に設置する親局及び町民センター「アステラス」に設置する補助局から中継局を経由し、各地区へ設置してある83局の屋外拡声子局へ音声による情報を伝えるほか、各地区の子局設置場所において地区内拡声放送もできることにより、地区の自主防災組織でも防災訓練が実施できるように整備したところであります。

また、移動局30局につきましては、車載型7局を消防車両に設置し、携帯型無線機23局を役場各課に整備し、災害時はもちろんのこと、一般行政用務にも使用できるようになったところであります。

さらに、保育所、小中学校には、事務室や職員室に防災行政無線の個別受信機を設置し、緊急情報に対応できるようにいたしました。

運用が始まったばかりの防災行政無線については、日々改善を重ね、運用を図りたいと考えておりますので、議員各位の御協力をお願いしたいと存じます。

次に、防災訓練について申し上げます。

防災訓練については、例年秋に実施しておりましたが、今年度は、宝達山への集中豪雨による土砂災害、ため池災害を想定した住民避難訓練及び総合防災訓練を梅雨期の集中豪雨対策として6月29日に実施することといたしております。

防災訓練については、町民センターに災害対策本部を設置し、防災行政無線により地区の屋外拡声子局から防災情報や住民避難情報等の伝達訓練や避難訓練を実施する予定とな

っております。

これら訓練の実施により、住民の指導体制を確立し、防災体制の改善と情報伝達の強化に努めてまいりますので、ご協力をお願いしたいと存じます。

次に、宝達中学校建設事業の進捗状況について申し上げます。

宝達中学校の建設については、現在、3階の柱・壁の躯体工事まで進んでおり、校舎の全容が見えてまいりました。進捗率は現在50%で、計画通り進んできているところであります。電気設備等のその他の工事につきましても、本体工事に合わせて順調に進んできております。

今後は、室内工事へと仕上げに入っていくわけではありますが、安全対策に十分な注意をしながら、10月の完成を目指して進めてまいりたいと存じます。

次に、富山県射水市に本社を置くアルビス株式会社の宝達志水町進出について申し上げます。

去る4月3日に出店表明がされたもので、計画では、二口地内の株式会社NTN宝達志水製作所の北側に隣接する約1万8,000平方メートルの敷地に食品スーパーを出店するものであります。

最近の本町における食品スーパー事情は、数店舗閉店し、大変疲弊しており、多くの方が日々の買い物も隣接の羽咋市、かほく市のスーパーへ行っているのが現状であります。

こうした中にある進出は、地域経済の活性化に寄与するものであり、さらに70人程度の雇用が見込まれることから、雇用機会の増加にも大きな期待を持っているところであります。

また、昨年閉店しました押水地区の食品スーパーが7月中に再開されることになり、地元住民にとっては明るい材料であり、大変喜ばしいことと思っております。

それでは、今定例会に提案いたします、平成26年度の補正予算関係4件、条例関係3件、契約関係2件、また、平成25年度補正予算に係る専決処分の報告などの報告10件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第34号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,923万円を追加し、総額を93億7,923万円とするものであります。

主なものといたしまして、新たな年度に入り、国及び県などから新たな補助金の交付決

定をいただいたことのほか、昨年秋の豪雨で被災した岡部家周辺の復旧に係るもの、及び人件費において、本年度の組織・機構改革に伴う組み替えによる所要の予算措置を行うものであります。

具体的には、総務費では、宝達志水町商工会への派遣職員負担金を追加するほか、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴う関係例規の再整備や、税務システム等の改修に要する経費を追加するものであります。

また、コミュニティ施設整備事業として、各集落会館の消防設備の点検などに係る経費を追加するものであります。

教育費では、県指定を受け、樋川小学校、志雄中学校において「いしかわ道德教育推進事業」を実施する経費のほか、コミュニティ助成を活用した門前区の神輿修繕や柳瀬区の祭礼用具の整備に係る補助金を追加するものであります。

また、岡部家において、昨年9月に発生しました豪雨被害による保安林崩落に伴う災害復旧工事の完了を受け、急傾斜地である当該地の二次災害を防止するため、適切な工法による安全対策を講ずるほか、消防設備の老朽化により、新たに動力ポンプの導入に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第35号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162万6,000円を減額し、総額を17億4,337万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、本年度の人事異動に伴い、人件費について所要の予算措置を講ずるものであり、歳入では一般会計繰入金の減額を行うものであります。

次に、議案第36号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ181万9,000円を減額し、総額を17億9,233万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、本年度の人事異動に伴い、人件費について所要の予算措置を講ずるものであり、歳入では一般会計繰入金の減額を行うものであります。

次に、議案第37号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第

1号) についてであります。

今回の補正は、資本的支出において、新病院建設における免震評定大臣認定及び確認申請に要する経費として160万5,000円を追加計上するものであります。

なお、収入、支出差し引きでの不足額160万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第38号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、法人町民税率の改正を行うものであります。

次に、議案第39号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、障害のある方に対する支援を拡充するため、医療費助成について65歳から74歳の助成対象者のうち、後期高齢者医療制度へ移行しない者の助成対象額の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号 宝達志水町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、町社会教育委員の委嘱の基準について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することについて規定を定める改正を行うものであります。

次に、議案第41号 財産の取得についてであります。

本案については、町消防団第5分団の消防ポンプ自動車が更新時期を迎えていることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 宝達中学校車庫棟建築工事請負契約の締結についてであります。

本案については、5月2日に事後審査型制限付き一般競争入札を行ったところでありますが、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事概要であります、鉄骨造り平屋建てで、マイクロバス3台、中型バス2台が収容

でき、物置、運転手控室を整備するものであります。

続いて、報告第3号から報告第7号までの5件は、いずれも平成25年度における各会計の補正予算において専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第3号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,850万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億2,199万1,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあつては地方譲与税等の確定による更正を行っておるほか、国・県支出金、町債等の特定財源等にあつては、事務事業の精算による補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、事務事業の精算及び財源の組替え更正を講じたものであります。

次に、報告第4号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2,419万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,293万9,000円としたものであります。

次に、報告第5号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,888万円としたものであります。

次に、報告第6号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,065万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,428万6,000円としたものであります。

次に、報告第7号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ679万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,330万8,000円としたものであります。

次に、報告第8号 平成25年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、教育費の統合中学校建設事業をはじめ10事業であります。総額は5億8,931万5,000円であり、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第9号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告についてであります。

これは、志雄病院新病院建設事業における基本設計業務について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書の報告をするものであります。

次に、報告第10号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

志雄病院新病院建設事業における実施設計業務を繰り越すものであります。総額は122万5,700円であり、適切なる予算の執行を図るために次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、耐震改修が行われた既存建物に係る税額の減額措置などの改正を行ったものであります。

次に、報告第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額の引き上げについて必要な改正を行うものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎議案第41号及び議案第42号の討論・採決

○議長（守田幸則君） 次に、議案第41号 財産の取得について及び議案第42号 宝達中学校車庫棟建築工事請負契約の締結についての2件は、期日の関係もありますので、先に討論・採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号の2件は先に討論・採決することに決定いたしました。

議案第41号及び議案第42号の2件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号宝達中学校車庫棟建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎町政一般についての質問

○議長（守田幸則君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、学校教育と新たな農業政策について、一部提案を含めて質問をさせていただきます。

1点目は、学校教育についてでございます。津田町長及び勝二教育長にお尋ねいたします。

まず、土曜授業についてであります。

文部科学省は、昨年11月29日、土曜日の子どもたちの教育環境をより豊かにする一方策として、学校設置者の判断で土曜授業を行うことができるよう、学校教育法施行規則を改正し、公立学校で土曜授業を推進する方針を明確にしております。

土曜授業の再開に至った背景と目的及び導入に当たってどのような課題があるのか、お聞きいたします。

県内では、4月から輪島市の小・中学校など一部の学校で土曜授業を再開しております。再開した土曜授業について、県は5月23日に開催されました県議会で、「文部科学省の考えは推進だ、基本的にはその方向で推移する」と述べ、拡大していくとの見通しを示したと新聞報道がなされました。

本町においては、導入に向けた検討がされていることと思いますが、本町における土曜授業について、考え方と方向性について見解をお聞きいたします。

次に、宝達中学校開校についてであります。

いよいよ来年春から2つの中学校が統合し、新たに宝達中学校がスタートします。対象になります児童生徒はもちろんのこと、保護者や地域住民にとって、長く親しんだ学校から新たな中学校が誕生する不安と期待が交わり、気分的に落ちつかない思いもあるのではないのでしょうか。また、今日の学校におけるいじめや不登校は、情緒的に不安定な時期にある中学生にとって、開校後の通学環境の変化や学校ごとの授業方法の変化等が大きく作用するとも言われており、新しい環境になじめずストレスを抱え込むことも考えられ、それがいじめや不登校、学業への影響も懸念されます。

宝達志水町内の小・中学校の学力の状況はどうか。併せて開校後のいじめ、不登校への対策をどのようにお考えなのでしょうか。

宝達中学校に集う生徒たちが楽しく充実した中学校生活ができるよう、関係者の更なる取り組みに期待するものであります。

勝二教育長の教育に対する情熱は並々ならぬものがあると感じております。学力の向上、部活動の活性化など、開校後の教育方針と具体的取り組みについて、どのように考えているのか見解をお聞きします。

2点目は、新たな農業政策について津田町長にお尋ねいたします。

本町の農業は基幹産業です。農業者は高齢化や後継者不足による離農などの原因で減少傾向にあります。一方、担い手への農地の集積状況は、面積は増加しているようですが、面的集積は十分とは言えず、圃場の多くは分散した状況にあります。

併せて、減反政策の廃止も検討されており、中山間地域では耕作放棄地の拡大が懸念され、現状のままでは本町の農業は衰退してしまうのではないかと危惧いたしております。

国は、農業の競争力強化に関して、農地の集積・流動化を大きな課題として上げ、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業競争力強化基盤整備事業などの充実・拡充内容について見直しが行われました。

県では、先般の5月27日にいしかわ農業人材機構を、農地集約のため国が設置を求めた農地中間管理機構の機能を加えた新組織に模様替えすると発表し、分散した農地を集積し、耕作放棄地の減少も目指すとしております。

このような中で、今後の新たな農業政策に対する考え方と取組姿勢をお聞きいたします。

まず、多面的機能支払、いわゆる日本型直接支払制度が創設されました。これは、従来の農地・水管理支払及び中山間地域等直接支払事業を見直した制度であります。これがどのような効果をもたらすのでしょうか。

また、本来、支払対象地域でありながら申請していない地域に対して、申請等の指導や支援策を強化しなければなりません。どのようにお考えなのでしょうか。

次に、農業競争力強化基盤整備事業及び農業基盤整備促進事業について、受益面積の要件や促進費の助成割合の見直しが行われました。これらの見直しを農地の集積や集約化の促進につなげていくことこそが農業の競争力の強化と本町の農業の活性化につながるのではないのでしょうか。地域の合意形成に向けた指導や助言、支援を積極的に展開しなければなりません。町の見解をお聞きいたします。

最後に、農地中間管理機構について本町の考えをお聞きして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校教育についての御質問でありますけれども、これは教育長から御答弁をさせていただきます。

次に、新たな農業政策についてでありますけれども、昨年の12月に国は、農業が抱える農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大等の課題解決及び農業を足腰の強い産業にしていくなために構造改革を推進するための「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめたところでございます。これにつきましては、関係者と一体となって取り組むべき事柄であろうというふうには考えております。

その中で、国は改革を円滑に推進するために、農地中間管理機構の創設、日本型直接支払制度の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直しを4つの柱として改革を推進していくことといたしております。

農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。不透明な状態が続いている中で、町といたしましても4つの柱を核とした新たな国の農業政策を的確に農業者に周知するとともに、関係者と一体となり推進してまいりたいというふうに考えております。

まず、多面的機能支払についてであります。今年度から農地・水保全管理支払から多面的機能支払に制度が変わりまして、交付単価の改正も行われることとなっております。

この制度は、農業施設の維持管理等の集落の共同活動を支援するとともに、農業が持つ環境保全機能等の多面的な機能の保全にも効果があるという、そういう制度でございます。

現在、町として12組織、28集落が取り組むこととしており、中山間地域直接支払制度も含めると37集落が農業施設の維持管理等の共同活動に取り組んでおるところでございます。

今後の指導と支援といたしましては、未実施地区15集落を対象とした個別事業説明会の開催、それから申請等の指導・支援を実施しまして取り組み地区の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、農業競争力強化基盤整備事業等についてでありますけれども、中山間地域を中心とした担い手不足や耕作放棄地の拡大の対策の一つとして、この事業による農地の大区画化、農業水利施設の整備を推進することが重要であるというふうに考えております。今までも圃場整備事業等の計画が持ち上がった地区への事業説明、支援を行ってまいりました。

が、圃場整備未実施地区を対象とした個別事業説明会など制度の周知、それと県と連携した積極的な指導・支援を進めてまいりたいと思っております。

次に、農地中間管理機構についてであります。農地の有効利用、農業経営の効率化を進める担い手に農地の利用集積、それから集約化を進めるために、各都道府県に1つ設置されるものであります。

石川県においては設置されておらず、詳細についてはまだ不透明なところがありますが、農地流動化の促進や耕作放棄地の解消などを目的とするこの機能を有効に活用しまして、集落、機構など関係者の方々と力を合わせて農地集約・耕作放棄地の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、土曜授業の再開の背景と目的及び課題についての御質問でございますが、その背景については、文部科学省では、平成25年3月に省内において土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、土曜授業のあり方について検討を進めてまいりました。その検討結果を受けて、文部科学省では土曜日の教育活動を推進することとなったわけでございます。

その内容については、土曜日において、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう学校・家庭・地域が連携し、役割分担しながら学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要であると示しております。

また、その取り組みの一環として、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、平成25年11月29日の学校教育法の一部改正となったわけでございます。

県内においては、現在、金沢市と輪島市がモデル校として取り組んでいるようでございます。

次に、目的でございますが、子どもたちに充実した学習機会を提供する方策の一つとして、土曜授業を捉え、学校における授業や地域における多様な学習・文化・スポーツ体験活動の促進のための支援策を講ずることにより、子どもたちにとって豊かで、有意義な土曜日を実現することとしております。

次に、その課題でございますが、現在、土曜日に予定されている各種団体の行事やスポ

ーツクラブ等の日程調整が課題になると考えております。

次に、本町における土曜授業の考え方と方向性についての御質問でございますが、現在、土曜授業を実施していく方向で検討しております。今後は、他市町の動向を見ながら、土曜授業の実施方法について検討していきたいと考えております。

次に、宝達中学校開校に当たって、本町内の小中学校の学力の状況についての御質問でございますが、町全体の傾向として、各教科とも基礎・基本は概ね定着しておりますが、活用力において各教科によって定着の差が見られます。

各小中学校とも改善策を掲げ、教科ごとに具体的な取り組みを実施しているところでございます。

次に、開校後のいじめ、不登校への対策についての御質問でございますが、いじめ防止対策推進法の制定を受け、石川県いじめ防止基本方針が平成26年3月に策定されました。これにより、各学校は「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ問題対策チームを常設し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応のために取り組むこととなっております。既に各学校において学校いじめ防止基本方針は策定済みであり、いじめ問題対策チームについても常設されており、体制は整えてあります。

宝達中学校については、開校に向け、新たな基本方針やいじめ問題対策チームの調整を行うこととしております。

次に、不登校については、わかる授業の実施、教育相談活動の充実、保育所・小学校・中学校の交流推進等を図り、未然防止を目指していきたいと考えております。万が一、不登校児童生徒が出た場合は、早期に不登校の原因を探るとともに、その解消に努め、また、保護者との面談による問題の共有化と学校との協力、信頼体制を築くことで保護者との連携を図り、不登校の解消に努めていきたいと考えております。

次に、学力向上、部活動の活性化などの開校後の教育方針と具体的取組についての御質問でございますが、今年度、町教育振興基本計画を策定することとしており、この計画の中で本町の教育の基本的な考え方として、基本理念や基本目標を定めることとしております。また、その基本目標の達成に向けた取り組みについても、計画の中で盛り込むこととしております。

この教育振興基本計画につきましては、現在、原案を作成中でありますので、計画作成後、宝達中学校校長は、この教育振興基本計画に基づき教育方針を定め、重点事項として具体的な取り組みについて進めていくことになります。

次に、学力向上については、全国、県の学力調査の結果を分析し、課題克服に向けて方策を立て、取り組んでまいります。この他、教員の指導力向上を図る研修の充実や国際化、社会経済のグローバル化から英語のコミュニケーション力の向上を図るべく、英語検定の推奨を積極的に行ってまいります。

さらに、数学・英語の習熟度別少人数授業の実施や、読書活動のより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

部活動の活性化については、現在、希望調査の再調査を実施しております。この希望調査の結果を踏まえ、練習場所や顧問等の指導者の配置等を勘案し、開設種目を増やすことで、生徒の意欲的な活動を引き出し、活性化を図ることができるものと考えております。

また、新規のバス購入により、対外試合等に活用できることから、競技力の向上も図ることができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 非常に丁寧に御説明いただきました。ありがとうございます。教育長には、早く教育振興基本計画を立ち上げていただいて、新たな中学校での教育の充実にぜひ取り組んでいただきたい、このように思っております。

それから、もう1点、農業関係でございますが、今度の見直しは、中山間地を中心とする面積の変更とか、あるいは促進費の関係もございますので、従来よりも増して農業政策についての積極的な取り組みをお願いしたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

この農地中間管理機構の関係でございますけれども、これは、国は農地中間管理機構を農業生産法人や専業農家あるいは地域農業の担い手がリースなどで耕作するという事で今まで進めてきておりましたけれども、この耕作地につきましては、10年後に農地全体の8割、現在5割でございますけれども、8割に増やして競争力の強化をするという、そういう目的を持って設置した制度でございまして、この国の政策を受けまして、農林水産省では6月7日に、農地中間管理機構、農地バンクを通じまして耕作地の集約業務に関して、

都道府県を対象にした聞き取り調査を行うという方針を決めております。

都道府県が設置した農地バンクの事業計画について、国の集約目標として、10年間で約140万ヘクタールを目標にしております。この140万ヘクタールを下回ると判断した場合には、各農地バンク、都道府県に設置する機構でございますけれども、ここに上積みを求めるというような方針を持っております。

この経営の大規模化を進める上で、農業の構造改革を進めることが大事でございまして、これを狙っているわけなので、この聞き取り調査は今月の後半から実施するというふうに伺っております。

それと、農地中間管理機構について少し詳しく申し上げますと、現在の農業は生産現場における担い手の減少あるいは農業者の高齢化といった厳しい状況に直面しておる。これを解決するために、今後生産効率を高めて、競争力ある農業を実現するために担い手への農業集積を加速していくということが不可欠であることから、こういう制度を設けたというふうに言われております。

今回の農地中間管理機構は、平成24年度に開始された各市町村における人・農地プランの作成プロセス等において、信頼できる農地の中間的受け皿となる人、それから農地問題の解決を進めやすくするためにこういうような制度を設けたというふうに指摘されております。そういうことから、この制度につきましては、例えば高齢の方々が農業経営からリタイアするときとか、それから地域の担い手相互間で分散、錯綜している利用権を交換したいとき、あるいは農地を貸し付けたいが受け手がないときなどに活用する制度というふうに言われております。

農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人との違いはどういうことかということなんですけれども、農地保有合理化法人は売買を中心としております。このため、出し手、受け手、合理化法人とも消極的な姿勢であったことがあります。出し手、受け手の個々の相対協議を前提としていたために、地域全体として農地の流動化を進めようとする気運がなかなか出てこなかったと。財政支援も不十分であったことから、実績は低調でありました。

そこで、今回の農地中間管理機構は、リース方式を中心として機構が借り受けて担い手に転貸しすると。地域の関係者と話し合いによる人・農地プランの作成、見直しをセットで取り組むと。それから、財政支援も充実させられることから、成果が上げられると言われております。

なお、農地中間管理機構はリース方式を中心としておりますけれども、従来の農地保有合理化法人と同様に、売買も実施できるように措置されております。

機構に関する市町村の役割についてでございますけれども、機構は県段階で一つでありますけれども、市町村は人・農地プランの作成主体であります市町村と密接な連携を図って対応することが不可欠であります。機構は市町村に業務委託をすることができますし、実際にはほぼ全ての市町村に委託することが想定されております。農地利用配分計画の原案作成も市町村に要請できますし、また、それ以外の場合でも市町村に協力を求めることができます。実際にはほぼ全ての市町村に原案作成することが想定されております。

それと、機構に関する農業委員会の役割でございますけれども、農業委員会は市町村の独立委員会として農地に関する業務を行っております。農地に関する各種情報が集まっているところでもあります。従いまして、市町村と連携して機構の業務に協力する必要があります。特に農地利用配分計画を作成するに当たって、農地の地番、所有者の情報を正確に把握している農業委員会の協力は必要不可欠であるというふうに思っておりますし、それから機構に対する農業協同組合の役割でございますけれども、農協については農地流動化に関するこれまでの実績、それから能力によりますけれども、機構が知事の承認を受けて農協を委託先とすることもできます。この場合には委託料が払われるということになりますし、農地流動化に関する業務を従来以上に円滑に行うことにするための制度ということとありますが、まだ不透明なところもありますけれども、大体基本的にはこういうようなことで進んでいくのではないかとというふうに理解しておりますので、その点、またひとつよろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 教育振興基本計画については、現在原案を作成しております。この原案をもとに町の有識者、各団体の代表等に審議をしていただき、できるだけ早く基本計画を作成したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、1番 杉本久実男君。

〔1番 杉本久実男君 登壇〕

○1番（杉本久実男君） 1番の杉本です。今回、私から町長に1点についての質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、国道415号、羽咋バイパスの整備事業についてであります。

国道415号は羽咋市や宝達志水町といった中能登と富山県との産業、経済や文化の交流に欠くことのできない重要な路線であり、石川県広域道路の整備計画に基づいて交流の促進路線として整備方針が方向付けられ、国道415号に対し新たにバイパスが計画されたものであり、羽咋市兵庫町から宝達志水町杉野屋地区を経由する羽咋市神子原町までの7.4キロメートルが新規に採択されたもので、平成22年3月より千里浜インターから杉野屋地区までが供用開始となり、これまでに千里浜インターから杉野屋地区の国道159号までの1期区間3.7キロメートルの整備が完了されております。

しかしながら、2期区間の杉野屋地区から羽咋市神子原町までの工事は未だに着工されていない状態であり、のと里山海道・千里浜インターと能越自動車道・氷見インターを直結し、石川・富山両県の広域交流の強化を図るために、そして世界でもまれに見る観光スポットであるなぎさドライブウエーの誘客、観光客を呼び込むためにも、一日も早く国道415号、羽咋バイパスの完成に向けての取り組みを行っていただきたいのでありますが、そのためには、まず羽咋市と連携をとり、町長からも国や県に対して強い要望として働きかけていただきたいと思います。町長としてはどのように思われ、また考えておられるのか、お聞かせください。

続いて、2点目の質問になりますが、今回、町が所有するバスの運行管理や、平成27年4月からスタートを切りますスクールバスの空き時間の利活用について質問をさせていただきたいと思います。

宝達中学校開校に向け、今年度中にはスクールバス5台が購入されることになりますが、そのバスが購入されますと、町が所有するバスが全車両で11台になると聞きました。この11台のバスの運行や管理は、今後町が単独でされていくのか、それとも民間会社やバス運行会社などに委託し管理をしてもらう方向でいくのか、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

また、今、我が町の交通手段の一つにはデマンドタクシーの運行がありますが、平成27年5月には宝達志水町内にも大手スーパーがオープンする予定でありますし、また平成28年6月に新志雄病院の工事完成予定となっております。そういったところも踏まえまして、今後、デマンドバスの運行、また町内巡回バスや福祉バスなどの運行も検討していただき、今必要とされている地域住民のニーズに応えた交通手段を考えていただきたいと思います。今後、町における交通状況としてはどのような形態や方向性として進めて

いかれる考えであるのか、町長や町行政の考えも併せてお聞かせください。

以上、この２点について私からの質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、国道415号、羽咋バイパスについてでありますけれども、全体延長7.4キロメートルのうち、Ⅰ期区間の羽咋市兵庫から宝達志水町杉野屋区間の3.7キロメートルが完成しまして、平成22年３月から供用を開始されております。

その後、羽咋市神子原町までのⅡ期区間に着手し、測量・設計・調査などのほか、用地買収などを鋭意進められております。これは県が主体で実施されておりますけれども、今年度当初予算では２億4,000万円の事業費で、羽咋市福水地内において用地買収、河川の振替工事、道路改良工事を実施するということになっております。

この道路は交通渋滞の解消、都市区間への時間短縮、アクセスの向上や、のと里山海道・千里浜インターと能越自動車道・氷見インターと直結し、石川・富山両県の広域交流を強化する目的で整備される道路であります。本町にとっても大変重要なアクセス道路であると認識しております。

議員御指摘のとおり、本町においても大変重要な幹線道路であり、一日も早い完成に向けて、従来から関係機関に提言、要望活動を行っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、町有バスの管理及び運行形態についてであります。現在、本町では老人福祉センター「宝寿荘」あるいは児童クラブ、また各種団体行事などの送迎用として福祉バス３台、小学校の通学用のバスなどとして２台、それから第一保育所への送迎用などで１台、合計６台のバスを運行しております。

また、今年度中には宝達中学校のスクールバスとして５台購入し、町が所有するバスは１１台になります。

今後のバスの運行でございますけれども、管理運営方法については、先般、地域公共交通再編調査業務を発注したところであります。その業務の中で、町の施設分布などの現況把握、あるいは住民移動ニーズの現況調査を行いまして、その調査を踏まえまして公共交通運行計画の立案を考えております。

よって、バスの運行管理を町が単独で実施するか、民間会社等に委託するかについては、この調査業務の中で、それぞれのバスの利用方法や業務の内容によって、適切な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、本町におきましては、以前、押水地区では「かほく市営バス」、志雄地区では「のらんちゴー」がそれぞれの地区の一部で運行しておりましたが、平成21年3月に廃止しているところであり、現在では、町内唯一の地域公共交通としてデマンドタクシーを運行しております。このデマンドタクシーも、人口の減少や高齢者の自動車運転免許保有率の高まりなどから、利用者は年々減少傾向にあります。交通体系の再編を視野に入れた調査を実施しながら、これらについても対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、地域公共交通再編調査業務における具体的な内容といたしましては、スクールバスの空き時間の利活用方法の検討や、デマンドタクシー事業の運行方法の見直し等について、全世帯を対象にしたアンケート調査を実施しまして、町が保有するバスの範囲内で、効率的かつ効果的な地域住民の交通手段の確保を目指すものでございます。

また、年明け以降には、調査結果に基づきまして試験的な運行を予定しております。その場合には、運行経費の予算化をまたお願いすることになります。スクールバスの空き時間に利活用できるかどうかも含めまして、効果的で地域住民のニーズに合った交通体系が実現できるように、よりよい方策を検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回、私は、新病院建設に伴う跡地利用について質問させていただきます。

現在、平成28年6月の完成予定を目指して新病院の実施設計中だと思います。町民にとっても、新病院の建設は大きな期待だと思っております。

また、これに伴いまして、今回の質問の内容の跡地の利用、活用も町民にとっては大変関心があるところだと思います。町長には、ぜひ跡地の有効利用、活用を願うわけでありまして、今後どのように跡地を有効利用、活用をしていこうかの政策をお聞きしたいと思います。

これに伴いましてですけれども、国などが支援などを行っている構想、集約都市、いわゆるコンパクトシティなどの考えを参考に、医療・福祉施設・教育文化施設等の核となる施

設の集約地域への移転などをして、住みやすいまちづくりを目指すというようなことも踏まえてお聞かせ願います。

また、町長が以前、議会で答弁されたと思いますけれども、跡地利用懇話会を立ち上げて今後検討していくということを言われたと思いますけれども、この懇話会はまだないと思います。そろそろこの懇話会というのもし立ち上げていただきたいなと思っておりますけれども、今後のスケジュールなどもお聞かせください。

以上で今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

志雄病院の志雄中学校跡地への移転新築につきましては、平成28年度の早い時期の開院を目途に、現在実施設計中でございます。

現在の志雄中学校の敷地面積は約4万平方メートルでございます。新病院の利用面積は約1万6,000平方メートルを予定しております。約2万4,000平方メートルが新病院以外の土地として残ることになります。

次に、現在の志雄病院の敷地面積でありますけれども、病院本体と駐車場を合わせて約8,000平方メートルありますが、そのうち約4,000平方メートルの駐車場は全て借地であります。この借地につきましては、病院移転後に所有者に返還することとしておりまして、約4,000平方メートルが町有地として残ることになります。

志雄中学校においては、完成以来、地域の大切な文教的かつ将来を担う人づくりの場として、また志雄病院においては、常に住民に信頼される、安心を提供できる病院として中心的な役割を担ってまいりました。

このような歴史的背景も視野に入れながら、今後は地元はもとより、宝達志水町の将来にとっても、どのような活用方法がベストであるかを考えなければならないというふうに思っております。

そこで、仮称ではありますが、志雄中学校等跡地利用懇話会を立ち上げまして、有識者や地元の代表者の方々を委員として、跡地の整備方針について検討してまいりたいと考えております。その中で、医療・福祉・教育文化施設の集約についても御提案があれば、選択肢の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

今後のスケジュールにつきましては、7月から9月にかけて数回の懇話会を開催し

まして、10月に懇話会から報告をいただく予定にしております。そこで、12月議会には懇話会の報告内容を説明できるんじゃないかというふうに思っておりますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、防災行政無線の運用、そして定住促進施策について質問いたします。

4月から防災行政無線が運用され、防災に関すること、また行政事務の広報に使用されています。

防災無線は、町民の安全の確保に寄与することが期待される一方で、適切な運用がされなければ防災上の役割を果たせないばかりでなく、住民の平穏な生活を脅かす可能性があるのではないかと心配されます。

また、災害情報の伝達には、防災無線以外の手段も組み合わせた効果的な発信体制が作られることが望ましいと思います。

そこで、私は、防災行政無線の今後の運用について、以下の質問をいたします。

まず、防災無線の放送は、災害の種類に応じてサイレンやアナウンスのパターンが住民の避難や防災関係者の出動のためにわかりやすいように工夫されているか、お尋ねします。

次に、運用開始後、実際の災害における使用はあったか。また、その際に問題はなかったかお尋ねします。

防災無線の運用開始以降、防災無線については町民から相反する2つの意見を聞きます。1つは、防災無線が聞こえにくい、もう一つは、逆に防災無線がうるさいという意見です。防災無線が聞こえにくいならば、必要なときに災害情報が聞こえない。そして防災無線がうるさいならば、平時の平穏な生活が脅かされてしまう。こうした問題が心配されます。

また、防災無線は行政広報にも使用されていますが、不要不急の広報のために頻繁に使用していると、スピーカーから聞こえてくる音に慣れてしまい、やがて、いざという時に肝心の災害の放送に耳を傾けないようになる、こうしたことにつながる心配があります。

そこで、大音量による苦痛や放送に対する慣れを防ぐために、災害情報や時報以外のこと、例えば行政広報には極力使用せず、平時は小さめの音量で運用するのが良いのではないかと思います。如何でしょうか。

ところで防災無線の聞こえやすさを考えると、スピーカーの近くや屋外にいれば聞こえやすく、当然、逆にスピーカーから離れたところや屋内にいる際、また風雨の強い際等には聞こえにくいと思われます。大音量にすれば、より多くの人に聞こえるようにはなるとは思いますが、それでも全ての人に情報を伝えることは難しいと考えます。

こうした特性を考慮したとき、災害情報を効果的伝達するには、防災無線を万能な手段と過信せず、他の手段も合わせて使うことが必要ではないでしょうか。

現在、携帯電話に向けた緊急速報メールで災害情報が発信されていますが、これに加えてケーブルテレビでの文字放送やツイッター等のソーシャルネットワーキングサービスを活用し、手段を多様化した情報伝達体制を整備しては如何でしょうか。

こうした様々な手段を用いた広報活動は災害以外の場面でも効果的と考えます。特にソーシャルネットワーキングサービスは、少ないコストで幅広く情報発信することが可能であり、現在、行政広報の中心手段である広報紙やケーブルテレビに加えて、今後、先進事例を研究した上で導入を進めていくことを提案しますが、如何でしょうか。

次に、定住促進施策について質問します。

当町では、人口の大幅な減少が続いています。将来の人口推計に関する調査においても、この流れが続くことが予想されています。

こうした傾向は当町に限らず、全国的、また先進国とされる地域に共通したことであり、食い止めるのは非常に困難なことと思われます。しかしながら、こうした状況を甘受するのではなく、できる限りの手を打つことが望まれます。

当町では、現在も定住促進に関する施策が実施されていますが、将来の目標や、それを達成するための手段を体系化して、計画的に、そしてより積極的に実施されることを望み、質問をいたします。

当町では昨年度、地域づくりリーダー育成プログラムが実施されました。これは文字通り地域における将来のリーダーが育成されるきっかけの場をつくることを目的として実施されたと理解しています。その場において提案された企画の中に、定住、交流人口の増加を目指したものが幾つかあります。これは、将来のリーダーたらんとする人が思い描く地域の希望的な未来像とは、多くの人々が集い、様々な活動が盛んに行われる町であり、参加者達がその実現を望んだということではないかと私は思いますが、これらの企画が話し合われた理由を行政はどのように分析しているか、お示してください。

次に、定住促進施策として、既に当町で実施されている若者等定住バックアップ制度や

乳幼児・児童及び生徒医療費の助成について、これらは成果を生んでいるか。また、更に充実させることを検討してはどうでしょうか。お尋ねします。

そして、これらに併せ、町有分譲地の値下げも検討しては如何でしょうか。

こうした経済的な支援と共に、多くの人に将来にわたって当町に在住する、また将来Ｕターンしようとする気持ちを持ってもらえるように、郷土を愛する精神が養われ、受け継いで行かれることを目的とした教育面での施策も大切ではないでしょうか。

その１つの方法として、社会で活躍している方や、顕著な業績を残した当町縁の方による授業や講演会等の実施を提案しますが、如何でしょうか。

定住促進には、今述べたもの以外にも様々な施策が考えられます。そうした施策の中から当町の様々な事情を考慮した上で、必要で有効と思われる手段を取捨選択し、組み合わせて実施することが大切であり、現在のように行政の一つの部署が単発的に施策を実施している状態では大きな力を期待できません。

定住施策に今以上に積極的に取り組んでいくためには、当町の特性を把握した上で定住促進の目標や方向性を設定し、それを実現するために解決すべき課題を抽出する。そして行政だけでなく、町全体として持てる力を総合的に発揮し、目標を実現していく。そのための計画や体制を作ることが第一歩として必要ではないでしょうか。

そこで、定住促進や交流促進に関する基本計画を策定することを提案しますが、如何でしょうか。

以上です。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線の運用についての御質問のうち、防災行政無線の特性を考慮し、ケーブルテレビやツイッターをはじめとするソーシャルネットワークサービスなどを用いることについてでありますけれども、災害情報の伝達手段を多様化することは、必要な情報を正確かつ的確に住民に伝えることができることから必要であるということは十分認識しております。

また、その他の情報通信にもソーシャルネットワークシステムを導入することについても、これは先進事例を参考にしながら今後研究していかなきゃならない課題であろうというふうに思っております。発信する側にしましても、受信する側にしましても、や

はりそれなりの機械器具というのは要るわけでございますので、その点も十分配慮しながら、今後、その事柄につきましては研究してまいりたいなというふうに思っております。

次に、定住促進施策についてであります。近年、全国的に未婚化、晩婚化、非婚化が進んでおり、さらには利便性の高い都市部への人口流出など人口減少がますます加速化しております。

先般示されました国立社会保障・人口問題研究所推計による当町の人口予測を見ますと、およそ25年後には現在の人口よりも40%減少しまして、約8,700人となり、そのうち14歳までの年少人口、そして15歳から64歳までの生産年齢人口とも半数以下になると予測されております。

一方、65歳以上の老年人口の割合は、約30%の現在から45%と、高齢化率も進んでいくと推計されております。

こうした人口減少や高齢化が進むと、地域のリーダーの高齢化あるいはリーダー的人材の不足によって、人や地域のつながりが薄まり、地域間の協力体制あるいは活性化が築けなくなるなどの地域コミュニティの低下を招くほか、地域産業の衰退や後継者不足も相まって、子育てや生活環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

御質問であります定住促進や交流人口増加などのテーマが住民の間で取り上げられていることにつきましては、我が町が置かれている現状を克服していくためには、これらが喫緊かつ重大な課題であると住民の皆さんが認識されている現れではあるというふうに分析しておるところでございます。

次に、若者等定住バックアップ制度の成果についてでありますけれども、議員御指摘のとおり、この制度は住宅新築等奨励金と出産祝金の支給によりまして本町の人口減少を防止するとともに、若者の定住化と町民の増加を図り、もっと豊かで住みやすいまちづくりに供することを目的として取り組んでおるところでございます。

住宅新築等奨励金の交付実績は、平成24年度20件、平成25年度は15件、合併以降89件でございます。そのうち10件が町の分譲地となっております。他市町からの転入は合併以降58件でございます。約7割を占めております。その大半が羽咋市からで、ほか金沢市、かほく市などからの転入ということになってきております。

また、出産祝金においては、平成24年度15件、平成25年度13件となっております、合併以降では84件ということになっております。

しかし、わずかながら成果を上げているものの、人口増にまでは結びついていないのが

実情でございます。

次に、更なる制度の充実を検討してはどうかとの御質問でございますが、人口減少を防止すること、あるいは若者の定住化の促進を図るなどの人口問題は、非常に根の深い問題でございます。最近では、国においても人口減少や少子化対策などに本腰を入れ始めているところでございます。やはり国の施策として要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、町有分譲地の値下げを検討してはどうかとの質問でございますが、先の人口減少問題についての報道内容から、今後は特に若年層の定住を促進し、少しでも人口減少に歯止めをかけなければならないと考えております。

これまで土地開発公社において定住人口の拡大に向けた宅地開発に取り組んでまいりましたが、本年度3月末で土地開発公社の解散に伴って、取得した宝達駅東部用地をはじめとした分譲地については、近年の社会経済情勢や、依然とした地価の下落を鑑み、その分譲価格の見直し作業を行っているところであります。

ただ、むやみに下げればいいというものではございませんで、やはり下げた場合には、その周辺の地価価値が下がるというような批判も出ていますので、そのところは十分認識しながら作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、愛郷精神を育み、受け継いでいくことを目指した授業等を実施してはどうかとの御質問であります。今後計画する土曜授業や社会教育の中でそういった内容を取り入れられるかどうか、教育委員会とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、定住促進や交流促進の基本計画を策定してはどうかとの御質問でありますけれども、先ほども申し述べましたが、本町の推計人口については予想を超える推計結果が出ております。この推計人口をいかに少しでも多くすることができるか、そのための方策として何をなすべきか、これはやはり財政力の弱い本町、行政だけではなかなか対応が困難であるというふうに思っておりまして、やはり国の施策として対応すべき問題ではなかろうかなというふうに思っております。

また、現在の定住促進対策につきましては、先ほど議員も述べられましたが、宝達志水町若者等定住バックアップ制度や乳幼児、児童及び生徒医療助成費の助成の年齢の引き上げなど、様々な施策に取り組んでいるほか、「いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会」や「のと定住交流機構」などとも情報交換を行いまして、定住・移住に関する相談体

制の強化を現在行っているところであります。

また、交流促進対策につきましては、宝達山整備計画や文化財を活用することによる誘客や、これまで以上にオムライスの郷を町内外にPRしていくことにより、交流人口の増加を目指すものであります。また、北陸新幹線金沢開業をにらんで、本年秋ごろ銀座にオープンする予定の県アンテナショップも活用しまして、首都圏からの誘客も期待するものであります。

いずれにいたしましても定住促進と交流促進については本町の最重要課題の一つでありますけれども、個々の基本計画の策定は行わずに、総合的な施策の中で取り組むほうが効果的であるとの判断のもとで、平成27、28年度の第2次宝達志水町総合計画の策定の段階において、これらの施策について全庁的に検討し、平成29年度からの実施計画の中で具体的な施策を盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 實達議員の御質問にお答えします。

防災行政無線の運用についてであります。まず、火災発生等によるサイレン吹鳴は、以前、各小学校単位で吹鳴していたときのエリアをそのままとしており、そのエリア内の会館や集会所等に設置してある子局から一斉に鳴るため、これまで以上に聞こえる範囲が広がったと認識しております。このことにより、防災関係者の出動に対しても改善ができたと思っております。また、アナウンスにつきましては、どこからのお知らせかわかりやすいように、最初に課名や地区名を言い、本文を放送するように指導をしております。

次に、災害時の使用についてですが、去る4月11日16時40分ごろ、麦生地内の林野火災によるサイレン吹鳴をしましたが、サイレンの支障はありませんでした。

次に、音量関係でございますが、音量は最大・大・中・小の4段階となっており、現在の行政情報につきましては中音量で放送し、災害時にはその約2倍である最大音量での放送と使い分けをしております。この音量につきましては、現在、聞こえないとの苦情や、反面うるさいとの苦情もあり、今後、調査等を重ね検討していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（守田幸則君） こども家庭室長 藤井弥生君。

〔こども家庭室長 藤井弥生君 登壇〕

○こども家庭室長（藤井弥生君） 實達議員の御質問にお答えします。

定住促進施策についての中での乳幼児、児童及び生徒医療費の助成における成果ですが、昨年7月から医療者給付対象年齢を小学校6年生までから高校生までに大幅に拡大しました。これにより、平成25年度は中学、高校生の延べ319人に助成しております。中高校生になると突発的なけがや入院、定期的服薬が必要な生徒もいて、保護者から年齢拡大されたことに喜びの声も聞かれます。

更なる充実については、昨年度、乳幼児や小学生の保護者にニーズ調査を行いました。その結果を踏まえ、子ども・子育て会議で意見をいただきながら、急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりや病後児保育などを利用しやすくするなど、地域の子育て支援の更なる充実を推進していく方向で現在進めております。

○議長（守田幸則君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して5点について一般質問いたします。

まず、第1点目は、本定例会に専決事項として承認を求められている国民健康保険税条例の一部改正案についてであります。

まず、どういう改正なのかを税務課長に。

そして、なぜ後期高齢者支援金と介護納付金を値上げしなければならないのかを担当課長にお聞きいたします。

次に、この影響を受けるのは所得で言うとうどん詰りの世帯の方々なのかをお聞きします。国保税法上の所得ではなくて、わかりやすく言えば所得税法の所得でお答えください。

まず、現在の国民健康保険税の医療分と介護分、そして後期高齢者支援金分の最高限度額は、現在77万円ですが、これを支払っておられる方で一番低い所得の方を教えてください。

また、後期高齢者支援金の最高限度額の14万円を支払っておられる方で一番低い方の所得。同様に介護納付金についても教えてください。

町長は、どれだけの所得の人が2万円あるいは合計4万円の値上げになるのかの実態を御存じだったのかどうかということも教えてください。

この質問の最後ですが、これまで国保加入者の大多数に当たる所得の低い方の国保税を問題にしてきました。今回は加入者の中で最高限度額を支払っている所得が高いと言われる方々の国保税に注目しました。国保税の引き下げのために一般会計からの更なる繰り入れを行う必要があると思いますが、如何でしょうか。

次に、子どもの医療費の窓口負担の無料化についてお聞きいたします。

この質問で明らかにしたいのは、病院の窓口で医療費を支払わなくてもよい制度にすることについて、何が障害になっているのか、何が邪魔しているのかということをはっきりとしたいと思います。

まず、町長にお聞きします。

宝達志水町の子育て中の若い御夫婦にとって、高校卒業までの子どもの医療費の無料制度は歓迎すべき施策と今とらえられております。いったん病院窓口で医療費を立て替えて支払わなければならないという療養費払いという制度よりも、窓口で支払わなくてもよい制度にすることを若い御夫婦は望んでおられると思いますが、町長はそれは御存じかどうかお聞きします。

次に、同じ無料制度なら、窓口で無料制度になぜならないのか、何が問題なのかを、ぜひ、先ほど言いました若い御夫婦にわかりやすく説明していただきたいと思います。

この問題の最後ですが、問題解決のためには、町長が直接知事に申し入れるか、町費の投入しかないと思うのですが、如何でしょうか。

次に、5月21日に福井地裁で判決が下った大飯原発運転差し止め判決についてお聞きいたします。

まず、この判決はどういうものなのか説明を危機管理室長に求めます。

町長は、この判決をどう受けとめられたのか。どう政治に生かしていくおつもりなのかもお聞きします。

そして、国や知事、志賀町長や電力会社に原発の廃炉への提案を行うべきだと考えますが、如何でしょう。

次は、子どもたちの就学時間中の地震や津波から子どもたちを守る学校の対応についてであります。

今年4月に宮城県の教職員組合が、3.11の東日本大震災の教訓をもとに、学校の対応に関する課題チェックシートが作成されました。ここから学ぶべきものがたくさんあると考えています。以下、質問にお答えください。

これまで、町執行部とは、地震の活動期という認識と地震国日本でどこにでも大きな地震が起こり得るという認識を、この一般質問を通して一致させてきました。その上に立っての質問であります。

地震や津波から児童生徒を守る計画はどうなっているのか。マニュアルが作成されたのかどうか、まずお聞きします。もしまだならば、一刻も早く作成する必要があると思いますが、如何でしょう。

最後に、介護保険についてであります。

現在、衆議院を通過させ、参議院で審議が続いている、正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」は、その審議、処理を通して、介護保険制度の見直しを一気にやり上げようとしております。宝達志水町の介護保険を利用している方々にとって、とても重要な法律ですので、国会の審議などを聞いていて、現在の介護保険利用者から私は4つの重大な切り捨てが行われようとしていると思えて仕方がないのです。

第1の切り捨ては、要支援1、2と介護判定された方々から訪問介護と通所介護（デイサービス）が外されるということでもあります。ヘルパーさんに買い物へ行ってもらったり、家事援助で命をつなげている方々がどうなるのかという問題であります。

また、訪問入浴サービスや施設の入浴制度を利用している方は、これまでと同じように利用できるのかどうかという問題も含まれます。

第2の切り捨ては、特別養護老人ホームの機能の重点化、つまり入所対象を原則、要介護3以上に限定し、要支援・要介護1、2の方を事実上排除するということでもあります。

3番目の切り捨ては、所得の線引きによる定率1割負担の見直し、つまり2割負担導入であります。必要な介護の量を控えざるを得ない状況に追い込まれるのではという問題であります。

4番目は、補足給付を資産要件などで規制を行い、受給しにくくし、低所得者を施設から締め出すということでもあります。今度の介護保険法改正の私の全体的な理解ですが、これは間違っておりますか、健康福祉課長にお聞きします。

次に、来年4月から要支援1、2と認定された方の訪問介護やデイサービス（通所介護）を利用している方についてお聞きします。

法律案では、市町村が実施する事業、介護保険ではない新しい総合事業に移行するとあります。この総合事業はボランティアやNPOを活用したり、事業者を指定するときは介

護保険の報酬単価より低い単価で行わなければならないとあります。また、この総合事業と介護保険の予防給付の伸びを後期高齢者数の伸び以下に抑えなければならないともあります。結局は、市町村が中心になって介護保険や総合事業の訪問型サービスや通所型サービスさえも控えさせることに躍起になるという奇妙な努力をさせられることになります。その結果、要支援者にすらなれない重大な事態が生じます。実際にモデルケースではそうなっております。

また、こういう法律ですから、先を見越し支援者のサービスをやめたという事業者も全国では出てきています。

さて、介護保険の予防給付を新しい総合事業に切り替えられたら、私は症状が悪化すると考えられる方がおられますが、現在の要支援１、２の方々の中でどれだけおられると考えておられるかお聞かせください。

次に、ちどり園や宝達苑のような特養ホームに入所を希望する、現在要支援１、２の介護度の方はどれだけおられて、待機者全部が待っていれば入所できるのかどうかをお聞きます。

最後に、この総合確保推進法によって介護難民を増やさないための決意を町長からお聞きして、質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成26年３月31日に専決した国民健康保険税条例の一部の改正についてであります。これは地方税法の改正によりまして、国保税の軽減基準額拡大と、それから限度額を併せて改正したものでございます。国保税の限度額を納めている方は実態を知っていたかとの御質問であります。平成25年度で限度額を納めていただいた世帯は５世帯でございます。

次に、国保税額の引き下げのために一般会計からの繰り入れが必要との御質問であります。国が示す国民健康保険事業特別会計に一般会計から繰り入れる経費については、１つ目は国民健康保険の事務費に係る繰り入れ、２つ目は出産育児一時金の繰り入れ、３つ目は国保財政安定化支援事業の保険給付に係る繰り入れ、４つ目は保険基盤安定制度に係る繰り入れとなっております。町では、これに基づき一般会計からの繰り入れを行っております。

国保税を引き下げるための一般会計からの繰り入れは国保加入者以外の税を充当することになることから、御理解を得られることが難しいのではないかと。また、多額の繰り入れを行うことになれば、一般会計を圧迫することにもなりますので、町の財政状況を勘案すると、国保税額を下げるための繰り入れは現在のところできないというふうに考えております。

しかしながら、持続可能な国保制度の確立のためには、国の責任において国保の都道府県化をはじめとする財政基盤の強化策の充実など、抜本的な制度改革が必要であるというふうには考えております。

次に、子どもの医療費窓口無料化についてであります。医療費給付を窓口で無料化すると県からの補助金がなくなるために、町の更なる医療費及び財源負担の増加が見込まれます。概算で、乳幼児等の医療給付費が約3,000万円となり、平成25年度の2倍以上になる見込みであることから、現在のところ、町単独での窓口無料化は考えておりません。

知事への申し入れにつきましては、町長会から毎年要望書を提出しておりまして、県からは国へ引き続き要請していくというふうに回答を受けているところであります。

次に、大飯原発運転差止請求事件の訴訟につきましては、司法の判断がなされたとはいえ、係争中であります。また、原子力規制委員会が新基準で審査を行っておりますので、現時点ではコメントはできないというふうに考えております。

志賀原発の廃炉につきましては、国や県の動向を踏まえて、安全対策等、町民の安全確保を第一に考えて、UPZ30キロ圏内の近隣市町と足並みをそろえまして対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、児童生徒の学校にいる時間帯の防災対策作成についてであります。既に各学校において対応策を策定済みであります。

次に、介護保険に関する御質問のうち、介護難民を増やさないための決意についてであります。今、国会で審議中の介護保険改正法案では、今まで介護保険給付でサービスを受けていた要支援1、2の方は、介護保険制度で町が取り組む地域支援事業に移行することになります。また、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象となりまして、今まで入所することができた要介護1、2の方は利用できなくなりますが、これに代わる地域支援事業の充実や在宅サービス等必要な方に効果的に提供できるように、制度の活用を検討する必要があると考えております。

今のところ、国のガイドラインは示されておりませんが、高齢者が住みなれた地域で生

活を継続できるように、今年度中に策定する平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険計画に反映するために、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 小島議員さんの御質問にお答えいたします。

大飯原発での判決は、大飯原発の設備等での安全性に対して問題があり、運転してはならないとの判決で、原発の存在そのものに対しての判決ではないと理解しております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 税務課長 村井康志君。

〔税務課長 村井康志君 登壇〕

○税務課長（村井康志君） 小島議員の御質問にお答えします。

国民健康保険税条例の質問のうち、どれだけの世帯が限度額の上限を徴収されているかの御質問についてであります。一番所得の低い世帯については、平成26年度は、賦課前のため平成25年度の実績でお答えします。超えている世帯は5世帯であります。そのうち一番所得の低い世帯は、加入者の合計所得953万5,000円余りになります。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税条例の改正による限度額につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税限度額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、そして介護給付金課税額に係る課税限度額を、現行の12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、医療給付費課税額に係る課税限度額は51万円のまま据え置き、国民健康保険税の総額の限度額は81万円となるものであります。

また、今回の限度額の引き上げと併せて5割軽減、2割軽減の軽減判定所得の基準額を見直し、軽減対象世帯の拡大を図るものであります。

この改正は、平成25年12月5日に可決成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革推進に関する法律」に規定された低所得者に対する減額措置の拡充として、国

民健康保険税の負担軽減を図るもので、税財源の確保の点から高額所得層の限度額を引き上げ、負担を求めるものであります。

次に、衆議院で審議されている介護保険制度の改正法案の内容につきましては、1つは高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防を充実するため地域包括ケアシステムの構築を図ること、そしてもう一つは、低所得者の保険料軽減の拡充と保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直し、費用負担の公平化を図るものであります。

具体的には、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図り、また、全国一律の予防給付である訪問介護、ヘルパー事業でございますけれども、それと通所介護（デイサービス）を介護保険制度の枠内で市町村が取り組む地域支援事業に移行し、効率かつ効果的に事業を実施することになります。

また、特別養護老人ホームの新規入所者は、現在は要介護1以上の方が対象であります。が、原則、要介護3以上の重度の方を対象とすることになります。

公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合の拡大を図るとともに、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げることが主な介護保険制度の改正案となっております。

次に、要支援1、2の方は現在どれだけいるか。そして、訪問介護や通所介護を外されたら症状が悪化すると考えられる方はとの御質問でございますが、要支援1、2の認定を受けている方は4月末現在で144名おいでます。

改正法案では、要支援1、2の方は介護保険制度で町が行う新しい総合事業に移行しますが、制度には猶予期間もありますので、訪問介護や通所介護のサービスのほか、地域支援事業の中で多様なサービスを効果的に組み合わせて受けることが可能となりますので、制度が変わったことにより症状が悪化することのないよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、養護老人ホームの待機者の内、要介護2以下の方はどれだけで、これらの方は待機していればいつかは特養ホームに入所できるのかとの御質問でございますが、現在、特別養護老人ホームの町内の待機者は、要介護1、2の方は3月末現在で31名おいでます。制度の改正では、原則、要介護2以下の方は特別養護老人ホームへは入所できないこととなります。

次に、介護難民がますます広がるのではとのことについてであります。改正法案では、

要支援１、２の方は、介護保険制度の枠内で町が取り組む地域支援事業に移行になり、特別養護老人ホームの新規入所者が要介護３以上となることで介護保険給付は減少します。しかし、町が行う地域支援事業にも訪問介護や通所介護を取り入れ、今までどおりのサービスを受けることも可能となっております。

また、特別養護老人ホームに入所できなくなる要介護１、２の方は、訪問介護や通所介護などの在宅サービスを今までどおり受けることができます。しかしながら、現在も施設への入所待機者がおいでることから、今後、高齢者が増えていく状況を考えると、全ての方が希望どおり施設入所などのサービスを受けることは難しくなるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） こども家庭室長 藤井弥生君。

〔こども家庭室長 藤井弥生君 登壇〕

○こども家庭室長（藤井弥生君） 小島議員の御質問にお答えします。

こども医療費の無料化についてであります。窓口無料化に伴う一般財源影響額について、平成25年度をもとに試算しましたところ、まず、県からの補助金265万円がカットされることとなります。次に、１人月額1,000円の個人負担額547万円が町負担となります。次に、県外の窓口無料化を実施した自治体では、医療費助成額が増加していることから、本町においては約600万円増の2,100万円と見込まれることとなります。次に、医療費審査支払事務に伴う委託料の追加経費が80万円発生することとなります。

以上、試算した結果、医療費の助成額が２倍の約3,000万円となり、新たに1,500万円の一般財源が必要になることとなります。

その他に、町単独での乳幼児医療受給者証のシステム改修経費を含めると、町の財政に与える影響は多大なものとなります。

また、これとは別に国民健康保険国庫負担金の減額というペナルティーがあります。

以上です。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 中村 努君。

〔学校教育課長 中村 努君 登壇〕

○学校教育課長（中村 努君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、今年４月に宮城県教職員組合が震災に対応する教訓をまとめ、チェックシートを作成したのを御存じかとの御質問でございますが、宮城県の教職員震災問題検討委員会が

作成したチェックシートについて、3.11東日本大震災の犠牲と困難の中から教訓と課題をまとめたものであり、その内容については承知しております。

次に、地震や津波から児童生徒の避難計画はどうなっているのかとの御質問でございますが、各小学校や中学校においては、火災、地震・津波、台風、大雪などの災害のほか、不審者、感染症などの様々な事案が発生した場合の対応策を示した危機管理マニュアルを整備しております。この中に、より早く、より安全に避難するための避難計画を示してあります。

なお、危機管理マニュアルには最新の情報をもとに、毎年見直しを行っているものでございます。

最後に、学校にいる時間帯での児童生徒の防災対策を一刻も早く作成する必要があると思うが、如何かとの質問であります。これに対しては、町の地域防災計画の中に、安全を確保する計画として教育委員会及び学校長はあらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定することとなっており、これに併せて、各学校において、先ほど申し上げた危機管理マニュアルに避難計画等の対応策に示してございます。

なお、一部の学校においては、避難実施計画はあるものの、危機管理マニュアルに搭載していない学校がありましたので、搭載するよう学校長に指示したところでございます。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 3点の再質問をいたします。

1番目は、国民健康保険税条例の一部改正案についてであります。先ほど、なぜ後期高齢者支援金と介護納付金を値上げしなければならないのかということ、答弁されたのが、限度額が上がったからと言ったんですけれども、それはそのとおりなんですけれども、財政上の理由から、要するに決算で見ても後期高齢者の支援金足りませんよとか、介護納付金足りませんよとか、それが無いんですけれども、そこはどうなっているのか教えてください。

それと、所得で言いますと、支援金にしろ、納付金にしろ、ここだけ見てみますと、そんなに高い所得の人がいないんですよ。ぎりぎり払っておられる一番高いところを払っている人でも、所得で言うと400万台の人がおられるんですよ、一番低い人でも。そういう

意味では、ここをなぜ上げたのか。議会も開かずに、町長の専決事項でしたから、なぜそういうことをされたのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、2番目ですけれども、先ほど危機管理室長が、あれは大飯原発の施設が問題であって、ほかの全部の原発に関係ないというふうに言われたんですけれども、実は志賀原発の一番最初の質問に、町長と総務課長は、この大飯原発の判決、読まれましたかという質問やったんですけれども、今の答弁聞いて、ああ、読んでおられないなというのわかりましたので、答弁はいいですけれども、ただ、大飯原発で言っていたのは何を言っていたかという、4つ言うとしたんです。全部の原発にかかわることなんです。

まず、人格権というのを優先したということです。平たく言いますと、国民の命と暮らしを守ることほど大事なことはない、だから再稼働はストップしなさいという判決なんです。まず第一です。

2つ目は、原発というのは、ほかの危険と比べて異質の危険がある。一旦事故を起こしたら、時間的にも空間的にもどんどん広がっていく。今、福島見たらそうですよね。だから、このことはやめるべきだ。これが第2点目です。

第3点目は、安全だ、安全だというふうに今電力会社はじめ言っていますけれども、そこに厳しい断罪を下したというのが3点目です。

4点目が、今、裁判の中で電力会社のほうはしきりに、コストが安いから原子力にするんやと言うてますけれども、実際はそうじゃないんですけれども。国民の安全よりコストを優先する考えを、今回、大飯原発できっぱりと退けたんです。どういうことを言うているかといいましたら、極めて多くの人々の生命を電気代の高い、低いという次元が違う話でてんびんにかけること自体、法律的には許されない、こう言ったんです。

最後に、この4つをまとめて、日本の国の国富とは何かについて深い考察を示したんです。どう言っているかという、たとえ原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきでない。豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができないことが国富の喪失である。そういうふうに当裁判所は考える。こういう画期的な、地方自治体の長なり、議会が「そうだ」と言わざるを得んような判決だったんです。これをもとに、原発はやめてくれ、これまで事故を起こしたら大変ですよ、これを言っていくのが、私、地方自治体の長の、30キロしか離れていない長の役割だと思っているんですが、如何でしょう。判決読まれたかどうかも含めてお聞かせください。

インターネットから判決を取り出しますと、わずか18ページの少ない少ない判決なんです。その中で、すごいこれだけのことが書かれているんです。ぜひ、そこも含めてお答えください。

3点目ですけれども、子どもの医療費の問題です。子どもの窓口医療費なんですけれども、私ここで現物給付にせいというのは、1,000円も全部とってしまえということではなくて、一番求めているのは、若い人が求めているのは、どうせ医療費の無料化ならば、窓口でわざわざパートを休んで役場に書類を提出しに行く、手続に行く、そんなことをできる若い人は少ないんですよ。ですから、窓口で、病院に行った時点で無料にしてくれ、これが若い御夫婦の願いなんです。そのときは百歩譲って、1,000円負担なり、ワンコインでもいいでしょう。そうなると、現物給付と言わないで、国の国庫補助というのは取り戻せということを言われなくなるんです。ワンコインでも出せば。

そして、県との関係では、265万円なんです。町長が若い夫婦のため、先ほど提案理由説明で、今回の予算の提案理由説明で言うておられたでしょう。265万円を思い切って出せば県との関係ではできると。そして、この議会でも全員一致で賛成の決議を上げています。県議会でも4回決議上げて、医療費の無料制度は、知事、これはやってくれと。でも県は何しているかという、県の規則で、そんなことをした自治体にはペナルティー課しますよ。県からの補助金と言うても、3歳までの子どもたちの外来、就学前までの子どもたちの入院、わずかこれだけのこと。先ほど言うた265万円ですよ、これを削るぞと言って脅しをかけてくる。こんな県というのもどこもないんです。窓口で無料化していない県というのはどこもなくなりました。こんな縛りをかけて市町村を脅して、医療費無料、現物支給できない、窓口でもできないというところはなくなったんです。

この前も県へ行って、この問題で、ぜひ無料にしてほしい、窓口無料にしてほしいという要望をしてきました。何をこれまで言うておられたかという、町長なり市長が知事のところにお願いに行く、これがまだ過半数超えていませんよと言うておるんです。知事会とかそういうのじゃないんです、個人で行って頼まれていない、これが過半数超えていませんということを言うんです、県は。

ですから、先ほど言いましたように、知事会、町長会とか首長会じゃなくて、町長が思い切って知事にお願いに上がる、やってくれと。そうしたら1に数えられるんです、わずか十幾つの市町村でしょう。ここで金沢の市長や小松の市長や輪島の、いろいろ能登でも言い始めます、言っています。ぜひ町長にもそれに乗ってほしいんです。

それと、子どもたちをもっともっと増やして、ここに定着していただくためには、県との関係で265万円です。1,000円負担、窓口無料になれば、これをやめなかったとしても、527万円助かるんです。子どもたちの医療費のこれによって増加分があるというのは健全なんですよ、ですから、これをぜひ決断していただけないかなと。これをちょっと再質問します。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

原発の関係でございますけれども、これエネルギー確保の観点から国の政策としてやっておるわけですから、一長としての発言ということになりましても、たかが知れた内容になろうかと思います。

ですから、やはり国や県あるいは近隣市町の動向を見ながら対応してまいらなきゃならない問題であろうというふうに考えております。

それから、医療費の関係につきましては、私どもは町長会として知事には要求しております。今ほど個別にということは、個別でも、今度知事との懇談会がございます、そのときも当然その話は出ます。それは当然、要望はしますけれども、なかなかやはり国の制度として動いておるものですから難しゅうございますけれども、これは要望としては、当然、町として対応しなきゃならんというふうに思っております。

その他につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の再質問のうち、国民健康保険税の後期高齢者支援金分と介護納付金分をなぜ限度額を引き上げるのかということの再質問でございますけれども、先ほど申し上げました中で、今回のこの引き上げと併せて5割軽減、2割軽減ということで、低所得者の保険料の引き下げというか、限度額を拡大していることから、国保税の財源の確保という点で高額所得者層の限度額をそれぞれ2万円引き上げて、負担をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） こども家庭室長 藤井弥生君。

〔こども家庭室長 藤井弥生君 登壇〕

○こども家庭室長（藤井弥生君） 小島議員さんの質問ですけれども、先ほどの町長さんの説明のとおりであります。

乳幼児医療費は申請が必要なので、面倒で申請に来ない保護者の方もいらっしゃると思います。申請は診療を受けた日から1年以内と期間がありますので、ついでのときにでも立ち寄っていただき、お子さんの近況や不安、悩みに対する助言や子育て支援に対する要望等、お顔を合わせて直接聞けるよい機会ですし、サービスにつながるものであると大切にしたいと思っております。ですので、町独自の医療費の無料化は考えておりません。県内の市町村の動向を見極めながら進めていきたいということです。

○議長（守田幸則君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 先ほど3つの再質問と言いながら2つで終わってしまいました。3つ目をお話しします。

実は、介護保険の問題なんですけれども、これの厚生労働省がモデルケースとしていろいろ支援しながらやっているところ、その市町村がどんどん厚生労働省に研修に行ったりしてやっているところというのは先にあるんですよね。県内では能美市です。どんなことが起こっているかというのをちょっと言いますよ。

82歳の男性です。独居老人の方で、骨折して、認知症あり、要支援1の方です。訪問介護をやめて地域のサービスに切りかえられないか、ごみ出しは自分でしないで、町内会に頼めないか、ボランティアのサロンはどうか、こういつて介護保険を外そうとされる。要支援1のケアプランに市が突然来られて、半年後には介護保険から卒業してもらいますと、こういうことを言われる。

95歳の要介護1の人が要支援2に変更したんですけれども、通所の利用ではなく、デイサービスの利用じゃなく、介護保険外の老人福祉センターで入浴したらどうかと。危ないからそこへ行っているんですけれども、老人福祉センターでどうかと言われる。

先ほど言いましたように、介護のお金というのは、後期高齢者の人数の割合よりも減らさなアカンのですよね。そういう法律なんです。だから、どんどんどんどん町のほうが悪者になるというか、介護保険とか総合サービスに行かせないように、ボランティアで何とかならんか、近所で何とかならんかと。こんなことになっている。できたらいいですよ、責任を持って。でも事故が起こったときとか、そういうのが大変な状況になっているんです。ぜひ能美市など全国でこういうモデルケースを調べていただいて、先ほど町長も、健

康福祉課長も、「もうそんな介護難民を作らん」というふうに言われていました。もうひどい状態にはやらせないということも決意されましたので、ぜひそこも調べて、そうならないような施策というのをぜひ考えていつていただきたいなと思います。その決意をちょっと町長に最後に述べてもらって、終わりたいと思います。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今のその件につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、そういう方が出ないように、27年度から始まります第6期の介護保険計画の中に今年度中に策定いたします。この中に、やはり国が早くガイドラインを示していただければいいんですけれども、間に合わなければ、町なりの対応をしていかなきゃならないんじゃないかなという感じはしております。

以上です。

○議長（守田幸則君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第34号から議案第40号までの議案7件、報告第3号から報告第12号までの報告10件及び請願5件については、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第34号から議案第40号までの議案7件、報告第3号から報告第12号までの報告10件及び請願5件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月13日から6月19日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月13日から6月19

日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月20日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後12時23分散会

平成26年 6 月 20 日（金曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	9 番	守 田 幸 則
2 番	寶 達 典 久	10 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	11 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	12 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	13 番	北 信 幸
6 番	宮 本 満	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危機管理室長	越 野 好 則
情報推進課長	松 原 富美男
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
企画振興課長	近 岡 和 良
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志

健康福祉課長	村 井 仁 志
こども家庭室長	藤 井 弥 生
農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	中 村 努
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会計課長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

日程第 1 委員長報告

日程第 2 委員長報告に対する質疑

日程第 3 討 論

日程第 4 採 決

(追加日程)

日程第 1 議案第43号 財産の取得について

日程第 2 議案第44号 財産の取得について

日程第 3 議案第45号 財産の取得について

日程第 4 発議第 3 号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める
意見書について

日程第 5 議案に対する質疑

日程第 6 討 論

日程第 7 採 決

(追加日程)

日程第 1 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙

日程第 2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（守田幸則君） あらかじめ申し上げます。町広報担当からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、6月12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、病院運営特別委員長 北本俊一君。

〔病院運営特別委員長 北本俊一君 登壇〕

○病院運営特別委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月16日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、案件を慎重に審査した結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、新病院建設事業における免震構造や調整池の説明も併せて行われました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、教育厚生常任委員長 柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月13日に教育厚生常

任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案付託表のとおりであります。

委員会では「道德教育推進事業」や「岡部家維持管理事業」、「心身障害者医療費助成」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、総務産業建設常任委員長 土上 猛君。

〔総務産業建設常任委員長 土上 猛君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（土上 猛君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月18日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「防火管理講習助成金」や「派遣職員負担金」、「情報化推進事業委託料」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案2件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告3件は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、請願5件はいずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから議案全般にわたっての討論を行います。

討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に提案されました議案9件、報告10件、計19件中、議案38号 宝達志水町税条例の一部改正議案及び報告12号 専決第8号の2件について反対し、討論を行います。

その他の8議案、9報告の17件については賛成します。一部賛成討論も行います。

まず、議案第38号についてですが、法人住民税を14.7%から12.1%に引き下げる提案があります。これは、宝達志水町が大きなお金をかけて行っている企業誘致政策の目的とも矛盾するものであります。そもそも法人住民税は黒字の企業にしかかからない税金です。町の自主財源の1つを少なくする提案に反対するものであります。

次に、報告第12号 専決第8号についてであります。

国民健康保険税の後期高齢者支援金の限度額を2万円値上げし、介護納付金の課税額限度額も2万円値上げするという提案であります。一般質問でお聞きしましたが、後期高齢者支援金や介護納付金が現状で足りないという財政事情はあるのかと質問いたしましたが、答弁がありません。過去数年の決算書でも私は見ていません。国が限度額の値上げを決め

たから上げたというのでは、町民の理解が得られません。よって反対するものであります。

議案の最後に、議案第39号の医療費助成に関する一部改正案と平成25年度の一般会計予算繰越明許費繰越計算書の消防費についての賛成討論を行います。

議案39号の心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正案についてであります、この条例改正案は、本来なら後期高齢者医療制度が作られた時点で改正しておくべき条例案であります。後期高齢者医療制度ができたときの65歳から74歳の障害をお持ちの方々の気分や感情を無視し、町はその方々を全てを後期高齢者医療制度に誘導してきました。私は誤りを指摘してきました。この教訓を今後に生かすことを期待し、賛成するものであります。

平成25年度の一般会計予算繰越明許費の消防費についてであります、国から来た2億円の原子力災害対策施設整備事業費についてであります。

この事業費の目的は、総務産業建設常任委員会でも説明がありましたが、原発事故の際に放射能から逃げるのが難しい要援護者を放射能を遮断できる鉛の施設に保護することが目的につくられる施設であります。経済産業省のホームページには、移動困難な方が多い病院などにも設置できるとあります。放射能被害への認識を深め、要援護者の状態を考慮した合理的な場所を選定し、設置することを強く求め賛成するものであります。

次に、町民が加入している団体から提出されている請願についてであります。

T P P 交渉の内容開示と開示できない場合には撤退を求める請願についてであります、前回の参議院選挙で全ての政党の公約の共通した一致点が、重要農産品5品目の関税撤廃除外でした。それができないときは、交渉からの離脱を掲げていました。同時に参院選後の衆参の農水委員会でも同じ決議を挙げていますし、全国44の道府県、市町村でもこの宝達志水町議会など8割の自治体が反対や慎重対応を求める決議を行っております。しかし、情報すら公開できないT P P 交渉では、十分な国民的議論も国益も守れる保障はありません。よって、T P P 交渉からの撤退を求めることの請願に賛成します。

次に、米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願についてであります、昨年12月、農水省は新たな農業・農村政策を発表いたしました。米の生産コストを4割切り下げること、米の直接支払交付金の半減、廃止など経営安定対策や水田活用交付金などの補助金などをゼロベースで見直すなど、米の生産の拡大と食糧の安定供給に対する政府の責任を放棄するものと見なさざるを得ません。こんなときに提出された政府が食糧自給率を向上させ主要農産物の需要と価格に責任を持つよう求める請願に賛成いたします。

次に、特定秘密の保護に関する法律の廃止と撤廃を政府に求める請願についてであります。

何が秘密かも秘密で、たまたま秘密と知らない秘密を知って、知人とその秘密について話をしただけで共謀、教唆、扇動したとして処罰の対象になります。裁判になっても、何が秘密なのかを開示されず、無罪の弁明もできません。暗黒政治へと迫いやるこの特定秘密保護法を廃止、撤廃するよう政府に求めるのが町民を代表した言論の府である町議会の役割であることを訴え、賛成討論とします。

次に、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願についてであります。

集団的自衛権は、自衛という言葉がついていても、国の自衛とは無関係で、自分の国が攻撃されていなくても、他国の戦争に参戦し、海外での武力行使に道を開くものであります。戦後69年、平和憲法、憲法第9条があったからこそ日本はただの一度も他国の兵士の命を奪うことはありませんでした。2001年のアフガニスタン戦争や2003年のイラク戦争のとき集団的自衛権が行使できるとなれば、戦闘している地域に例え後方支援であっても入ったなら、当時の多国籍軍の死者数が示すように、若い自衛隊員にも不幸が訪れていたと指摘せざるを得ません。

集団的自衛権の行使は歴代の自民党政権でも、日本国憲法上、行使はできないと判断してきたし、それが日本を殺し殺される国から救ってきました。最近、日本共産党の発行する新聞赤旗に登場した、第1面に登場した元自民党幹事長の加藤紘一さん、古賀誠さん、野中広務さんなどが戦後日本の世界からの信頼は、憲法9条によって回復したと考えている、二度と銃を持たないというのが日本の守るべき立場だと思う、こう述べておられます。この議会からも、集団的自衛権の行使反対、戦争する国づくりを許すなを意思を政府に示そうではありませんか。

次に、消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願についてであります。

長引く不況とアベノミクスで国民は物価の上昇と収入の減少、社会保障削減の三重苦を強いられています。こんな時に年間にすると消費税増税を含め、10兆円の増税が国民を今襲っています。政府は社会保障のために消費税の増税を行ったと宣伝はしますが、年金支給が削減され、70歳からの医療費が倍になるなど宣伝と実態がかみ合っておりません。

一方で、この5年間法人税を支払っていなかったトヨタ自動車などは、株主と政権党へは5年間で計1兆円を超える配当と献金を行っています。このように庶民から絞り上げた消費税が我々国民の社会保障でなく、巨大大企業と高額所得者の減税に多くが注ぎ込まれ

っていると指摘せざるを得ません。三重苦で苦しめられている国民から税金を更に増やす消費税10%への増税をやめ、応能負担の原則に立った税制改革と中小企業への本格的な支援、そして、賃上げを行えば社会保障の財源を確保でき、財政再建にも踏み出すことができます。増税の撤回と10%の大増税の中止を強く求め、賛成討論を終わるものであります。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第34号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第35号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第37号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第35号から議案第37号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第37号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第38号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第39号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第40号 宝達志水町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第39号及び議案第40号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号及び議案第40号の議案2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第3号 専決処分の報告について、専決第2号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第4号 専決処分の報告について、専決第3号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から報告第7号 専決処分の報告について、専決第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）までの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第4号から報告第7号までの報告4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第4号から報告第7号

までの報告４件は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第８号 平成25年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第２項の規定による報告であり、報告第９号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告については、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定による報告であり、報告第10号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告については、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について、専決第７号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第11号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第12号 専決処分の報告について、専決第８号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は承認です。報告第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、報告第12号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第１号 ＴＰＰ交渉の内容開示等を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第１号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第2号 米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止撤廃を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。本請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第3号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第4号 海外で戦争する国に対する集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第4号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第5号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

この表決は起立により行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第5号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第5号は不採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。ただいま議案3件、発議1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） それでは、追加日程第1、議案第43号 財産の取得についてから追加日程第4、発議第3号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書についてまでの議案4件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件3件について御説明申し上げます。

これらにつきましては、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であるため、各々について議会の議決を賜りたいとするものであります。

まず、議案第43号 財産の取得についてであります。

これは宝達中学校スクールバス（小型）を購入するものであり、乗車定員29人乗りバス

3台について、有限会社深井自動車サービスから1,798万2,000円で取得するものであります。

次に、議案第44号の財産の取得については、宝達中学校スクールバス（中型）を購入するものであり、乗車定員45人乗りバス2台について、有限会社志雄鋳金から2,700万2,376円で取得するものであります。

次に、議案第45号の財産の取得については、宝達中学校備品（家具）を購入するものであり、教卓12台、ランチテーブル82台等について、金沢市の株式会社山岸製作所から1,824万1,200円で取得するものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 次に、6番 宮本 満君。

〔6番 宮本 満君 登壇〕

○6番（宮本 満君） 発議第3号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

補装具は身体障害者・児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的とし、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されており、障害者福祉において非常に重要な役割を果たしています。

また、昭和56年の国際障害者年を起点とした障害者団体の強い要請を受け、平成5年10月、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（福祉用具法）が施行されたことにより、福祉用具の研究開発が促進され、新たな製品や技術が開発されています。

「補装具費支給制度」においても、そうした新たな製品や技術が反映されてきていますが、更にタイムリーに利用できるサービスが求められています。

よって、国におかれては、補装具の研究開発の成果をより適時適切に生かすことのできる制度に向けて、「補装具費支給制度」の充実を図られるよう強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第43号 財産の取得についてから議案第45号 財産の取得についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

議案第43号から議案第45号までの議案3件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第45号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第3号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙の件

を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙

○議長（守田幸則君） それでは、追加日程第１、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の定数変更に伴い、現在、北 信幸君、金田之治君、北本俊一君の３名が同組合議会議員に選任されていますが、新たに１名を加え、４名とするものであり、選挙すべき議員の数は１名であります。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議会書記 議場閉鎖〕

○議長（守田幸則君） ただいまの出席議員は１３名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に２番 實達典久君、１番 杉本久実男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔議会書記 投票用紙を配付〕

○議長（守田幸則君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票箱を点検いたします。

〔議会書記 投票箱を開披〕

〔議長で投票箱の空虚を確認〕

○議長（守田幸則君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票をお願いします。

〔事務局長 点呼〕

〔1 番議員から14番議員まで点呼 順次投票〕

○議長（守田幸則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

實達典久君、杉本久実男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔議会書記 開票〕

〔立会人は、投票総数 有効投票数及び無効投票数を確認〕

〔立会人は、有効投票中の獲得票数を確認〕

○議長（守田幸則君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、林 一郎君12票、小島昌治君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、林 一郎君が羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議会書記 議場開鎖〕

○議長（守田幸則君） ただいま羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました林 一郎君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

署名議員 北 本 俊 一

署名議員 林 一 郎